

平成二十一年三月二十四日受領
答弁第二一一一号

内閣衆質一七一第二一一号

平成二十一年三月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件に係る情報のリーク等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件に係る情報のリーク等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「検察庁からの各報道機関に対する情報のリーク」の意味するところが必ずしも明らかではないが、検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報を外部に漏らすようなことはないものと考えている。

四について

被疑者の取調べの全過程について録音・録画を義務付けることについては、累次の質問主意書に対する答弁書で述べたとおり種々の問題があるので、慎重な検討が必要であると考えている。

被疑者以外の者の取調べについて録音・録画を義務付けることについては、累次の質問主意書に対する答弁書で述べたとおり、様々な観点からの慎重な検討を要する問題であると考えている。